

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（変更）

岸和田市

### 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 神於山地区

#### (1) 現況

本地域は、岸和田市の中央に位置し、野菜、花き、果樹栽培を中心とした本市農業の中核地域のひとつであり、農業生産基盤として、用水路、農道整備等が実施されてきたが、今後も排水施設及び灌水施設の保全等を検討していく取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、野菜の周年栽培に加え、施設栽培を取り入れることにより農地の有効利用を行い、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 久米田池地区

#### (1) 現況

本地域は、大阪府下最大の面積であり世界かんがい施設遺産にも登録された久米田池を水源とする地域である。受益地はすべて市街化区域内にあり、都市生活にやさしきとうるおいを与えるため、貴重な環境資源として総合的に整備し、「都市のオアシス」として市民と共に地域環境づくりを進めています。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、ため池を保全・活用した都市と自然の共生する水と緑に包まれた環境づくりをめざします。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	神於山地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	久米田池地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし